

戸田市立芦原小学校 いじめ防止基本方針



令和7年 4月
戸田市立芦原小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、戸田市いじめ防止基本方針を基にし、教職員一人一人が「いじめ」への基本的な心構えとともに、組織的な対応を共通理解するためのものである。実際にいじめが起きた際、確認しながらいじめ対応を進めることを想定している。本校のいじめの対応に当たり、子供の小さなサインに気付き、1人でも多くの子供に寄り添った、適切な支援や指導、対応がなされるようにするためのものである。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念

戸田市立芦原小学校いじめ防止基本方針策定にあたって、文部科学省におけるいじめの定義を基に、

- ・「いじめはどの学校にも、どの児童にも起きている」との基本認識のもと、いじめ防止等の対策を行うこと
- ・ささいないじめから自殺や転校、大きな病気等その子の人生を大きく変える恐れもあることを念頭に置くこと
- ・いじめは、法に沿って組織的に対応することを念頭に、いじめの早期発見・早期指導に全力で取り組むこととする。

また、いじめ防止や対応における基本的な姿勢として、次の3点を踏まえる。

- (1) いじめの対応は、個人で抱え込まずに組織で対応する
- (2) 情報を正確に記録して保存する
- (3) いじめ被害を訴えた児童や保護者との丁寧な情報共有を行う

2 いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法第2条に規定されているいじめの定義

(定義) いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの認知に関する考え方

いじめの4要件

- ① 行為をした者(A)も、行為の対象となった者(B)も児童であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

※いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合等には、直ちに警察に援助を求め、連携して対応することがある。

3 いじめの共通理解

嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解する必要がある。

加えて、いじめの加害・被害という関係だけではなく、周りでいじめ行為をはやし立てたり、おもしろがったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。

さらに、いじめは大人から見えないところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、重大な事態に至っている場合があるということを理解した上で対処することが大切である。

(1) いじめられている児童の理解と傷ついた心のケア

対応の第一歩として、いじめの事実が確認された場合、何よりも被害者保護を最優先する。二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている児童の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行うことが不可欠である。その際、以下のような点に留意すること。

- ・「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うこと
- ・いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること
- ・大人の思い込みで子供の心情を勝手に受け止めないこと
- ・「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくること

(2) いじめられている児童のニーズの確認

対応の第二歩としては、「力になりたいのだけれど、何かできることはあるか」といじめられている児童のニーズを確認する。危機と一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保やいじめる児童や学級・ホームルーム全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させることも重要である。

(3) いじめた児童といじめられている児童の関係の修復

対応の第三歩としては、いじめた児童への指導といじめた児童といじめられている児童との関係修復を図る。いじめた児童の保護者にも協力を要請し、いじめた児童が罪障感を抱き、いじめられている児童との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかける。その際、いじめた児童の成長支援という視点に立ち、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、いじめた児童が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを理解し、指導・援助にあたることが大切である。

(4) いじめの解消

対応の第四歩としては、いじめの解消を目指す。その際、何をもって「解消」とするのかという点についての共通理解が求められる。解消の二条件[*1] を満たしているかどうかを、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認する必要がある。

また、対応に当たっては、教職員自身が「いじめに耐えることも必要」、「いじめられる側にも原

因がある」などと、いじめを容認する認識に陥っていないか常に自己点検することが重要である。

*1①いじめに係る行為が止んでいること ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組

- 1 いじめの未然防止
- 2 いじめの早期発見
- 3 いじめへの対処(早期解決)
- 4 いじめ解消の定義
- 5 家庭や地域との連携
- 6 関係機関との連携

※各項目の詳細は、第3 戸田市立芦原小学校が実施する施策の 5 学校におけるいじめ防止等に係る主な取組に記載。

第3 戸田市立芦原小学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針

第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。 【いじめ防止対策推進法】

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、子供たちが安心して学校生活を送れる学校づくりのために、本校教職員が一丸となって、いじめ止等の対策を効果的に推進するために、いじめ問題対策委員会を組織し基本方針を策定するものである。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等のための組織を置くものとする。 【いじめ防止対策推進法】

法に基づき、学校におけるいじめ防止、早期発見及び事案対処等に関する措置を実効的かつ組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置くこととし、本校では、「学校いじめ問題等対策委員会」を設置する。また、同委員会を開催した際には、必ず会議の記録を作成し保存する。保存期間は、作成した日の属する年の翌年度から5年間とする。

なお、この対策委員会の構成員は、次の者をもって組織する。

戸田市立芦原小学校いじめ問題等対策委員会(生徒指導委員会を兼ねる)

【いじめ問題等対策委員会(以下、学校対策委員会という)メンバー】

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・各学年主任・該当学年(SC・SSW)

※カッコ内は必要に応じて参加を要請する。また、本対策委員会は、迅速に事実関係の確認やいじめの認知等の判断を行う場合において、校長の判断の下、少数の教職員で開催することも可能とする。

3 学校いじめ問題等対策委員会の役割

(1) 役割① 学校全体でのいじめ防止対策の推進

- ・学校いじめ防止基本方針に基づき年間指導計画の作成、実施及び PDCA サイクルを回し、必要な見直しをする。
- ・校内研修の企画等を通じた教職員のいじめに係る資質能力の向上を図る。
- ・いじめの未然防止、早期発見に係る取組を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有をする。
- ・事実関係の確認を踏まえたいじめの認知、解消、重大事態の判断をする。
- ・いじめに対する指導支援方針の検討、改善をする。
- ・いじめの相談、通報の窓口として情報の集約をする。
- ・市や国の見直しを踏まえて定期的に学校基本方針の点検、見直しをする。

(2) 役割② 重大事態調査を学校が行う場合の調査組織

- ・学校主体で重大事態調査を行う場合の調査組織として、詳細な事実関係の確認、学校等の対応の検証、再発防止策の提案を行う。
- ・児童や保護者に対する事前説明等の調査に当たって必要な対応を行う。
- ・拡大学校対策委員会を設置する。

【拡大学校対策委員会】

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・該当学年等
戸田市立教育センター配置カウンセラーまたは他校配置カウンセラー (SC・SSW)

※カッコ内は必要に応じて参加を要請する。

※第三者的かつ専門家として、戸田市立教育センター配置カウンセラー、他校配置カウンセラーを加えている。

4 いじめ事案が発生した際の基本的な対応の流れ

いじめが発生した際の対応は、個々のケースで異なる場合があるが、概ね以下の通りとなる。

- ↓いじめの訴えの適切な把握(1)
- ↓学校対策委員会を開催し、組織での対応方針検討(2)
- ↓適切な事実確認(聴き取り、アンケート調査の実施等)(3)
- ↓学校対策委員会を開催し、組織での指導方針の検討(4)
- ↓いじめられた児童等への適切な情報提供といじめた児童等への対応(5)
- ↓学校対策委員会を開催し、解消までの見守り(6)

なお、以下のような例では、初期段階で警察との連携の必要性を判断することもある。

- ・暴力等により、怪我を負わせられるなどの被害があるとき(暴行、傷害等)
- ・性的被害があるとき
(強制わいせつ、児童ポルノ提供等、私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)等)
- ・恐喝等により、金品に被害があるとき(恐喝、窃盗、器物損壊等)
- ・度を過ぎた誹謗中傷などにより、心理的な被害があるとき(名誉毀損、侮辱等)

- ・インターネット上で悪質な嫌がらせ等の被害があるとき(強要、脅迫等)

(1) いじめの訴えの適切な把握

いじめの訴えがあったら、まずその内容を迅速かつ正確に把握することが必要である。いじめられている児童と保護者の訴えを丁寧に聴き取りながら、「いつ」「どこで」「だれに」「どんなことをされた」など、5W1Hに沿って聴き取りをする。

その際、聴き取り用紙を活用することで、組織として聴き取り事項が共有できるようにする。本人だけでなく、保護者にも確認することが大切である。

ア いじめられている児童への対応

まずはいじめられている児童のいじめの訴えを適切に把握する。いじめられている児童に寄り添い支える態度で接し、秘密を守ること、いじめられている児童の安全確保に努めること、継続して支援すること等を約束し、いじめられている児童の不安を和らげる。

そのために、まずは、自分が関わる多くの児童に対して、日頃から細かい気配りや声掛けを行い、信頼関係を築いておくことが重要である。

イ いじめられている児童の保護者への対応

初期対応が遅れたり、保護者との意思疎通が不十分であったりすると、早期解決が困難になり、事態が複雑化、深刻化してしまう。保護者が児童の一番の理解者であるということ念頭に置き、丁寧に情報提供をする。また、家庭での様子など、保護者からの情報提供をお願いする。

学校は、いじめを許容しない毅然とした姿勢を見せることで、児童と保護者の信頼関係を構築する。

(2) 学校対策委員会を開催し、組織での指導方針の検討

いじめられている児童の相談の窓口になることが多い担任や顧問が、個人で解決しようとする、対応が遅くなったり、事態が深刻化したりしてしまう。組織で情報を共有し、対応方針を検討する。まず、いじめの訴えを組織で適切に把握した上で、訴えのあった具体的ないじめ行為を整理し、その行為の有無をどのように確認していくかを検討する。

- ・事案の内容を共有(いじめられている児童の訴えの内容、いじめられている児童の現在の様子や要望)
- ・いじめられている児童への支援方針及び いじめた児童、関係児童への聴き取り等の検討
- ・SCやSSWの連携、警察等外部連携の可否を判断

※学校対策委員会には様々な役割があり、迅速に事実関係の確認やいじめの認知等の判断を行う場合には、校長判断の下、管理職と生徒指導主任、事案に関わる学年主任、担任等の少数の教職員で開催することも可能である。

(3) 適切な事実確認(聴き取り・アンケート調査の実施等)

いじめの訴えがあったら、組織として迅速に事実確認を行うが、ポイントを押さえないと効果が出ず、逆効果になることもあるので注意する。事案にもよるが、事実確認の方法として、以下のものが考えられる。

- ・いじめに関する状況や資料の確認

- ・アンケート調査
- ・聴き取り調査

(4) 学校対策委員会を開催し、組織での指導方針の検討

把握した事案についての情報共有を行い、今後の対応方針について検討する。

- ・いじめた児童、いじめられた児童、関係児童への聴き取り等の結果の共有。
- ・いじめの認知、重大事態の該当性を判断。
- ・いじめた児童、いじめられた児童への対応方針の検討。

(5) いじめられた児童等への適切な情報提供といじめた児童等への対応

事実確認の結果や、学校としての対応方針について、いじめられた児童やその保護者に適切な情報提供を行う。また、対応方針に沿いながら解決に向けた対応を実施していく。

いじめた児童に対しては、自分の行った行為を振り返らせ、いじめは絶対にいけないことであるということを理解させる。いじめた児童については、その非のみを責めるだけでなく、行為の背景に目を向け、当該児童の課題や困難を踏まえて再発防止に向けた継続的な指導・支援をしていくという姿勢も重要である。

(6) 学校対策委員会を開催し、解消までの見守り

いじめは、謝罪したから解消されたと安易には言えない。いじめが解消している状態とは、先に示した「いじめ解消の定義」の2点が満たされることが必要である。

これらを満たした状態になっても、再発の可能性を踏まえ、いじめられた児童の心のケアと見守りを行う。

5 学校におけるいじめ防止等に係る主な取組

5-1 いじめの未然防止

本校では、日々の道徳教育をはじめとする教育活動全体を通して、児童の自助公助の取組を積極的に支援し、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに尽力する。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。加えて、PTAや学校応援団にも協力を依頼し、他者と調和的に生きていくための社会能力、他者を思いやる心を育み、いじめの予防に全力を傾注する。

(1) 考え、議論する道徳教育の実践

道徳の授業を充実させ、他者の気持ちに共感する態度や、規範意識に則った行動をとる道徳的实践力を養う。

- ① 副読本やニュース、図書資料、身近な事例などから、児童に必要な題材を選定し、児童に自らの問題と捉えさせる。
- ② 自分の意見をもつとともに、友達の意見を聴いて考え、深め合う場面を設定する。

(2) 「わかる授業」「楽しい授業」の推進

「授業がわからない」「楽しくない・つまらない」の積み重ねが、主体的に学校生活を送る意欲

を喪失させ、いじめへ走らせることの要因にもなる。日々の授業で仲間とともに「わかった」「できた」「なるほど」等を感じさせる授業を創造することがいじめ予防の第一歩である。

① 児童理解を深める。

理解に努め、一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。

② 学習意欲を高める。

教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を誘発させる場面を大切にする。

③ 個を生かす活動を工夫する。

問題解決的な学習を通して、多様な考えを尊重し、認め合う場をつくる。

④ 個々の考えを深め、練り上げる。

互いの考えを認め合う中で、集団で考えを練り上げ深める活動を重視する。

⑤ 指導と評価を工夫する。

適切な評価を通し、達成感や充実感を味わわせ、学習意欲を持続・向上を図る。

(3) 大切な一員であることを実感できる学級づくり

児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学級づくりが、いじめ防止につながる。一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、居場所づくりに努めるとともに、特別な支援を必要とする児童の特性に応じた指導を行う。

① 児童一人一人の心を理解する。

② いつでも担任が見守っているということを知らせる。

③ 場面に応じた行動の取り方の基準を示す。

④ 自分のよさや自分と違うことのよさを認めることができるようにする。

⑤ 学級活動の時間を充実させ、話し合い活動を通して自分たちの周りに起こる様々な問題を解決させ、よりよい人間関係を築かせる。

⑥ いじめの背景をなすりうるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む。

(4) 家庭・地域・その他関係機関との連携

いじめ問題への取組の重要性について認識を広め、一体となっていじめの未然防止のための取組を推進するための普及啓発を行う。

保護者同士の親密な関係を構築することに努め、いじめの防止の重要性を共有し、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対応を話し合える土壌づくりを行う。また、日々の教育活動に、学校応援団による外部教育力を積極的に導入し、地域の住民から見守られているという意識と地域や学校の一員という意識の醸成を図る。

5-2 いじめの早期発見

本校では、全職員がいじめはどの学校、どの子供にも起きているという基本認識のもと、学校いじめ防止基本方針に基づき、その目的達成に向けて、運営委員会・生徒指導委員会・教育相談委員会・各教科部会等で以下の取組を計画的に実施し、いじめの発見に努める。

(1) 運営委員会(校長・教頭・主幹教諭・学年主任・事務主任)

運営委員会では、教育課程の進行管理はもとより、いじめのない安心安全な学校生活が送れているか否か、学校評価(内部・外部)を通して測定し、常に現状把握と改善に努める。

(2) 生徒指導委員会(生徒指導主任・学年生徒指導担当・養護教諭)

生徒指導部会では、「どんなことがあってもいじめは許さない・見逃さない」という視点で、情報交換、情報共有に努め、いじめの疑いがある、いじめの初期であると思われる段階で、その芽を摘むことに全力を尽くす。

また、「さ・し・す・せ・そ」を徹底する。

(さ)最悪の事態を想定し (し)慎重に (す)素早く (せ)誠意をもって (そ)組織で対応

(3) 教育相談委員会(教育相談主任・学年教育相談担当)

教育相談委員会では、教職員間の情報交換を通して見えにくいいじめの顕在化に努める。年に複数回の「心のアンケート」を実施し、悩みを抱えた児童の早期発見に努めるとともに、児童との面談を行う。また、いつでも相談できる体制を構築し、担任へ言えない悩みの相談にも素早く適切に対応する。その際、スクールカウンセラーと連携する。

(4) 各教科部会(各教科担当)

各教科部会では、日々の授業こそ最大の生徒指導と捉え、児童理解に徹し、わかる授業、楽しい授業に努めるとともに、学ぶ大切さを一人一人に浸透させる。そのために、授業研究会や授業参観を専らとし、日々の授業力向上・授業改善に努める。

各教科部会では、様々な調査結果の分析を行い、教科としての課題を明確にし、その対応策を講じる。

5-3 いじめへの対処(早期解決)

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、速やかに組織で対応することを基本とし、一部の教職員で抱え込むことのないよう努める。発生しているいじめをもれなく認知し、その解決に取り組むために、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知することを、肯定的に捉える。解決に向けた対応では、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(1) 加害児童への指導

いじめ事案の内容・関係児童・その経過等について実態を十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されないこと」「犯罪行為とも解釈されること」ことを理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意し、内容によっては専門機関や警察等とも連携を図る。

- ① いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
- ② 安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③ いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
- ④ いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。

- ⑤ 教職員、保護者、関係機関等の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
- ⑥ 道徳教育や学級活動等、教育活動全体を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、児童同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。
- ⑦ いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。

(2) 被害児童への支援

いじめられている側にも問題があるという考えは一切もたずに、共感的に接する。本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くようにするとともに、日頃から温かい言葉がけをし、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。

- ① 秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。
- ② いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ③ 不安を除去し、安全確保に努める。
- ④ 身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改めさせ、自己肯定感を高めさせる言葉かけに徹する。
- ⑤ 不安を抱えている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。
- ⑥ 機会あるごとにコミュニケーションをもち、児童との信頼関係をつくる。

(3) 周りではやし立てている児童への対応

自分で手を下すことがなくても、周りではやし立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらない。はやし立てる行為から制止させる行為へ一人でも多くの児童を変容させることがいじめ根絶につながる。該当者には、以下の点を指導していく。

- ① はやし立てる行為は、いじめる行為と同等であり、決して許される行為ではないことを理解させる。
- ② 被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの首謀者と同様の立場であることに気付かせる。

(4) 見て見ぬふりをする児童への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為である。いじめの情報が入ったり、あるいはその行為を見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをしたりすることは、人間として恥ずかしい行為である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり、制止したりしようとする心を育てることが重要である。

- ① いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。
- ② いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。
- ③ 見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気付かせ、内省させる。

(5) 学級全体への指導

いじめをしない、させない、許さない風土をクラス全体につくり、クラス内の問題等を全員で解決していく学級づくりに努める。

- ① クラス内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話し合いで、問題やいじめを考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。
- ② 見て見ぬふりをやめ、情報を提供することが、いじめ根絶につながることを指導する。
- ③ 善悪の判断を正しく行い、自らの意志、良心によって行動できるように指導する。
- ④ いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。
- ⑤ 日頃から道徳教育の充実を図る。
- ⑥ 学校行事等でのクラスの連帯感を育てるとともに、学級活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。

5-4 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

- ① 被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続している。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安にする。
- ② ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。
- ③ 教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、定期的に声をかけ、期間が経過した段階で判断を行う。
- ④ 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ① 被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。
- ② 被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5-5 家庭や地域との連携

いじめは学校による指導だけでは解決しない社会問題である。社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭・地域が密接に連携する必要がある。特に当事者の保護者とどのように連携・情報提供していくかを確認しながら、丁寧にやりとりを進める必要がある。PTAや学校応援団、民生委員や児童委員の取組を活用して、学校内外で児童が地域の人たちと接することにより、大勢の大人たちが見守っていることに気付かせることも必要である。

5-6 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、

少年サポートセンター、児童相談所、医療機関等)と適切に連携を行う。そのために、平素から関係機関と情報を共有できる体制を構築するとともに、役割分担を明確にするのではなく、重なり合う部分への対応を充実する必要があることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士や保健師、ケースワーカー等、実務に通じた専門職間のネットワークの連携を強化することが重要である。

また、被害児童に対しては、安全を確保し、スクールカウンセラー等とも連携しながら、本人の心のケアや学習の場の保障を適切に行う。

5-7 児童、家庭、地域、関係機関への周知

- ・学校基本方針や学校対策委員会等について、児童に周知し、加害行為への抑止や被害児童生徒への安心感を与える。
- ・学校におけるいじめ防止等の取組や事案対処について、連携を深め、理解、協力を得るために、法や学校基本方針、学校対策委員会、いじめの定義やその具体例等について家庭や地域、関係機関等に周知する。

5-8 専門的な相談員等の配置

スクールカウンセラーを配置し、より専門的な相談体制を充実させる。

5-9 教職員の研修等

いじめ防止に係る教職員の資質向上を図る。子供への暴力防止や自殺予防等の校内研修会を実施する。

5-10 啓発活動の実施

11月のいじめ撲滅強調月間を活用した取組や、日頃の道徳教育の実践によりいじめ撲滅の意識の高揚を図る。

第4 重大事態への対処

1 重大事態とは

(1) 重大事態調査の目的

重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた疑い”又は“いじめにより不登校を余儀なくされている疑い”がある段階を指しており、これらの疑いが生じた場合には、学校の設置者又は学校が、法の規定に基づき調査を行うこととなる。

この調査は、いじめにより対象児童が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行う目的としている。

(2) 平時からの備え

重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階を言い、この段階から調査の実施に向けて動き出すことが求められていることから、学校においては重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要である。そこで、年度初めの職員会

議や校内研修等において、法や市の基本方針、自校の基本方針について説明し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか全ての教職員が理解できるようにする。

(3) 重大事態に対する学校及び学校の設置者の基本姿勢

市教育委員会及び学校は、重大事態が発生した場合には、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組む。そのためには、「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「このような事態になったのはこれまでの学校の対応にどのような課題があったのか」等の視点を持ち、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組む。

対象児童・保護者に対しては、詳細な調査を行わなければ全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」等の判断を行わない。

また、重大事態調査中も対象児童・関係児童生徒の学校生活が続いていることから、対象児童の見守りや心のケア、関係児童に対する指導及び支援に継続して取り組む必要がある。校内体制を分けるなど重大事態調査と並行して児童に対する対応が疎かにならないよう注意する。

対象児童・保護者が重大事態調査を望まない場合には、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応する。例えば、対象児童・保護者が希望する場合には、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことや、関係児童等への聴き取り等を行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなどにより調査を進めることが考えられる。また、調査報告書を公表しないことも考えられる。

(4) 重大事態を把握する端緒

重大事態の判断を行うのは、市教育委員会又は学校である。これは、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、市教育委員会又は学校として判断したということであり、市教育委員会又は学校は、国のガイドライン別添資料1の重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて、いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する。

なお、法第23条第2項による調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合には、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等を行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。

不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、欠席期間が30日に到達する前から、学校と市教育委員会が緊密に連携し、重大事態に該当するか否か丁寧に協議を行うなどの対応を行うこととする。

また、児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

なお、申立て時点において、学校が児童へのいじめの事実等を確認できていない場合には、児童の保護や、二次的な問題(不登校、自傷行為、仕返し行動など)の発生を未然に防ぐため、

児童の心のケアや必要な支援を速やかに行うことが重要であり、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行う。法第28条第1項では、「疑い」がある段階で調査を行うとしていることから、確認の結果、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う。

2 重大事態発生時の初動対応

(1) 発生報告

重大事態が発生した場合は、学校は、市教育委員会に報告を行う。

・対象児童生徒の氏名、学年

・報告時点における対象児童の状況（いじめや重大な被害の状況、訴えの内容等）

※その時点で把握している事実関係

重大事態が発生した場合には、特に対象児童・保護者等との情報共有が重要であることから、市教育委員会又は学校で窓口となる者を決めて、連絡・調整にあたる。あわせて、調査において必要となる資料の収集・整理に取り組む。

(2) 調査組織の設置

法において、重大事態調査は市教育委員会又は学校が調査主体となっていくとされているが、市教育委員会が主体となるか学校が主体となるかは個別の重大事態の状況に応じて、市教育委員会が判断する。

なお、不登校重大事態は、いじめの詳細な事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象児童の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的に位置付けており、学校内の様子や教職員・児童の状況は当該学校が最も把握していることを踏まえて、原則として学校主体で調査を行う。

(3) 調査組織の構成

調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえて調査主体において判断する。対象児童・保護者に対する調査実施前の事前説明での意向も考慮しつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。

対象児童・保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となるように構成する。

具体的には、学校が主体となる場合は、学校いじめ対策組織方式となる「拡大学校対策委員会」において調査を行う。なお、国のガイドラインを踏まえ、以下のケースにおいては、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、市教育委員会が主体となり、第三者委員会方式となる「いじめ問題調査委員会」において調査を行う。その際、専門家、第三者の考え方については、国のガイドラインに基づくこととする。

＜国のガイドライン第6章第2節(1) 基本的な考え方 該当箇所抜粋＞

①対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態

「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」では、詳細調査について、児童生徒の自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目的としており、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成される調査組織で調査を行うよう努めるものとしていることを踏まえ、公立学校における調査の主体は特段の事情がない限り、学校の設置者である教育委員会とし、背景調査の指針に基づいて対応することが必要である。

②対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案 が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態

対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しており、児童生徒の間で主張の食い違いがある場合など事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにしていくことが難しいと考えられる重大事態では、専門家を交えつつ、客観的な視点から事実認定を行うことができる体制構築が必要である。

③これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

対象児童生徒の保護者等と学校との間で不信感が生まれてしまっている場合などには、公平性・中立性を確保する必要性が高く、第三者を複数名加えるなどにより、調査結果の信頼性を高めることが必要である。

(4) 調査実施前の事前説明

調査の実施前には対象児童・保護者に説明を行い、調査の目的等について共通理解を図り、調査事項や調査組織の構成等について認識のすりあわせを行う。この説明は原則として調査主体となる市教育委員会または学校が行う。この事前説明は、2段階に分けて行う。速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成等が決まり体制が整った段階で説明する事項がある。事前説明事項については、基本的には国のガイドラインの第7章第2節に記載の事項とする。

＜国のガイドライン第7章第2節(1) 対象児童生徒・保護者への説明事項より項目のみ掲載＞

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

①重大事態の別・根拠

②調査の目的

③調査組織の構成に関する意向の確認

④調査事項の確認

⑤調査方法や調査対象者についての確認

⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

①調査の根拠、目的

②調査組織の構成

- ③調査時期・期間(スケジュール、定期報告)
- ④調査事項・調査対象
- ⑤調査方法(アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順)
- ⑥調査結果の提供
- ⑦調査終了後の対応

重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある際は、その都度、説明内容を事前に対象児童・保護者及び関係児童生徒・保護者に伝える(公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解をとるよう努める。)。

また、自殺事案の場合には、自殺の事実を他の児童をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解をとる。

関係児童・保護者に対しても事前の説明が必要である。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係児童や保護者等の協力が重要である。

基本的には、(4)対象児童・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童・保護者に対しても説明を行い、調査に関する意見があれば聴き取り、必要に応じて調整することも考えられる。

3 重大事態調査の進め方

(1) 基本的な調査の流れ

重大事態調査の進め方については、国のガイドライン第8章を参照しつつ、事案の特性や対象児童・保護者等の意向を踏まえつつ調査組織において決定する。基本的な調査の進め方は、国のガイドラインを踏まえ以下のとおりとする。

なお、対象児童が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態については、本方針に加えて、背景調査の指針に基づいて行うことが必要である。

<国のガイドライン第8章

第2節(1) 調査全体の流れ(該当箇所抜粋)>

①学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録 等の確認

(調査の初期段階で確認する必要がある文書等)

- ・当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
- ・学校いじめ防止基本方針
- ・年間の指導計画
- ・学校に設置される各委員会の議事録
- ・過去のアンケート、面談記録

②対象児童生徒・保護者からの聴き取り

③聴き取りやアンケート調査等の実施

- ・教職員からの聴き取り
- ・関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査の実施
- ・学校以外の関係機関への聴き取り(医療機関、福祉部局や人権関係部局等これまで当該事案に

対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼（※先方は守秘義務が課されていることが一般的であり、その範囲内での対応となることに留意が必要。また、保護者との相談も必要。）

- ④事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）
- ⑤整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
- ⑥報告書の作成、取りまとめ

(2) 調査の進め方に係る留意事項

不登校重大事態の場合について、調査中に対象児童が学校に復帰するなど状況が改善した場合には、学校復帰後の状況や対象児童・保護者の確認の上で、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。

また、重大事態調査の途中で対象児童・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。児童に対する聴き取りを行う場合の留意事項、アンケート調査を行う場合の留意事項等については、国のガイドラインの第8章第2節(3)～(6)に記載があるため、これを参照しつつ、調査組織内の専門家の助言も受けながら調査を進める。

(3) 調査報告書の作成

重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については国のガイドライン第8章第3節(1)に記載されている。具体的に何を調査するかという調査事項については、事案の特性や対象児童等の意向も考慮しつつ、最終的には調査組織において決定する。

事実関係の確認・整理に当たっては、国のガイドラインに基づき、調査で把握した情報を「事実関係が確認できるもの」と「確認できなかったもの」に分けるなどして時系列に整理してまとめる。

事実関係を把握し、対象児童への対応・支援の方策、(いじめが認められた場合の)加害児童への指導及び支援の方策について検討し、取りまとめる。

上記事実関係の整理を踏まえて、当該事案に対する学校及び市教育委員会の対応や当該事案の背景として考えられる学校等の組織的問題点について検証し、課題を整理する。

この際、本調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象児童の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意する。

4 調査結果の説明・公表及び調査結果を踏まえた対応

(1) 調査報告書の説明

法第28条第2項に基づき、市教育委員会又は学校は、対象児童・保護者に調査に係る情報提供及び調査結果の説明を行うことが求められる。

調査結果の説明は、調査報告書本体又は概要版資料を提示又は提供し、調査を通じて確認された事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。

いじめを行った児童等のプライバシーや人権に配慮して説明を行う必要がある。

市教育委員会又は学校は、対象児童及び保護者と事前に説明した方針に沿って、いじめを行った児童・その保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。

また、調査結果の説明の際に、市教育委員会が市長に調査結果の報告をする際、対象児童・保護者からの所見書を併せて提出できることを説明する。

(2) 調査報告書の公表

公表するか否かについては、市教育委員会と協議の上、当該事案の内容や重大性、対象児童・保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、特段の支障がなければ公表することとする。

(3) 調査結果を踏まえた対応

重大事態の対応は、調査を行って終了ではない。調査報告書の内容を踏まえ、対象児童が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行う。対象児童が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて、家庭や専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。

いじめを行った児童に対しては、当該児童が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえて成長支援の観点から保護者とも連携しつつ指導支援を行う。対象児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、法第23条第6項に基づき、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

調査報告書の内容及び提言された再発防止策について、市教育委員会及び当該学校は真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。